

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 域	地 番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一 円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

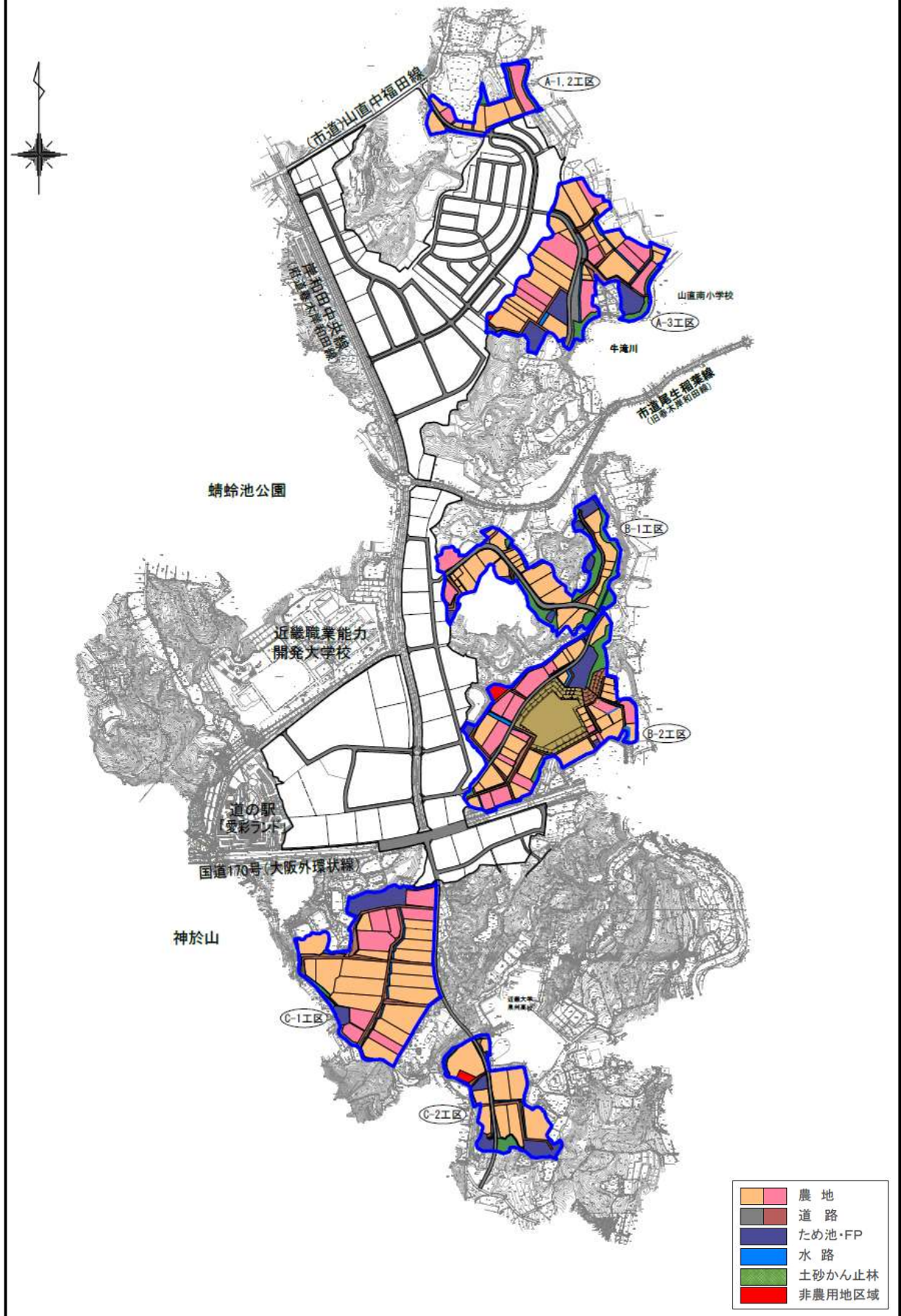
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行なわなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行なわなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行なわないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 域	地 番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一 円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

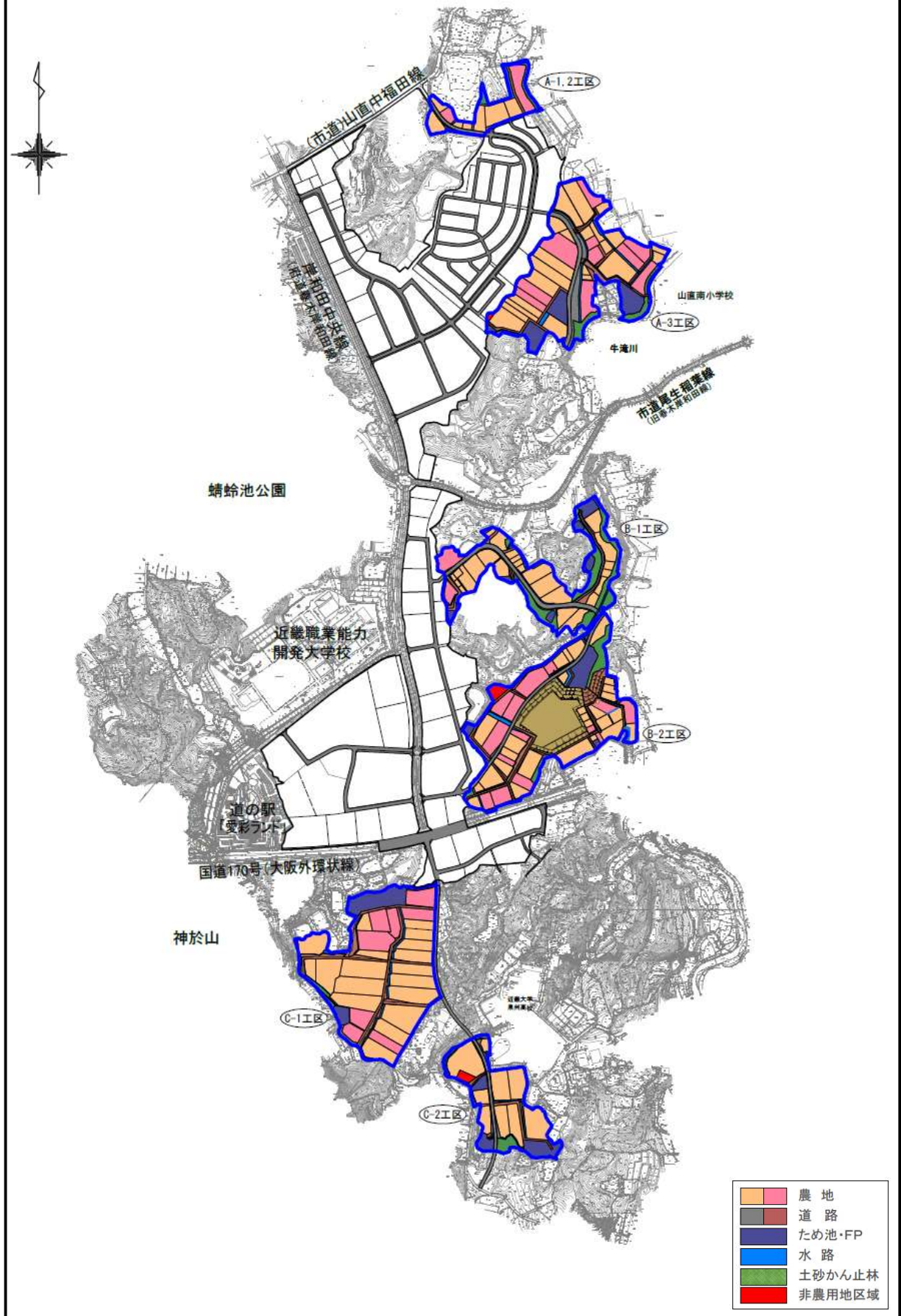
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員就任の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員就任の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員就任の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行なわなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員就任の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行なわなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員就任の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行なわないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 域	地 番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一 円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

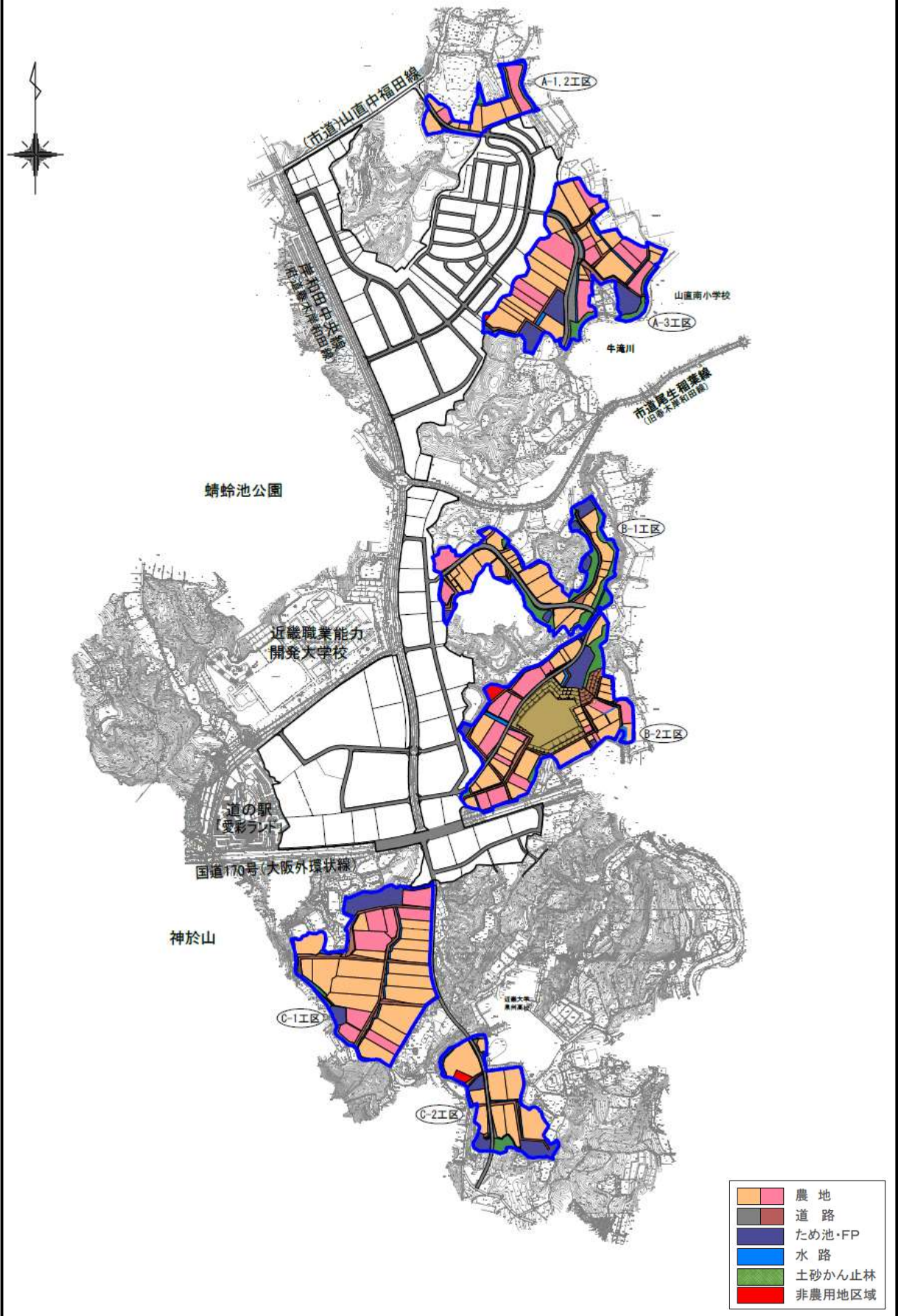
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員就任の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員就任の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員就任の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員就任の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員就任の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 域	地 番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一 円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

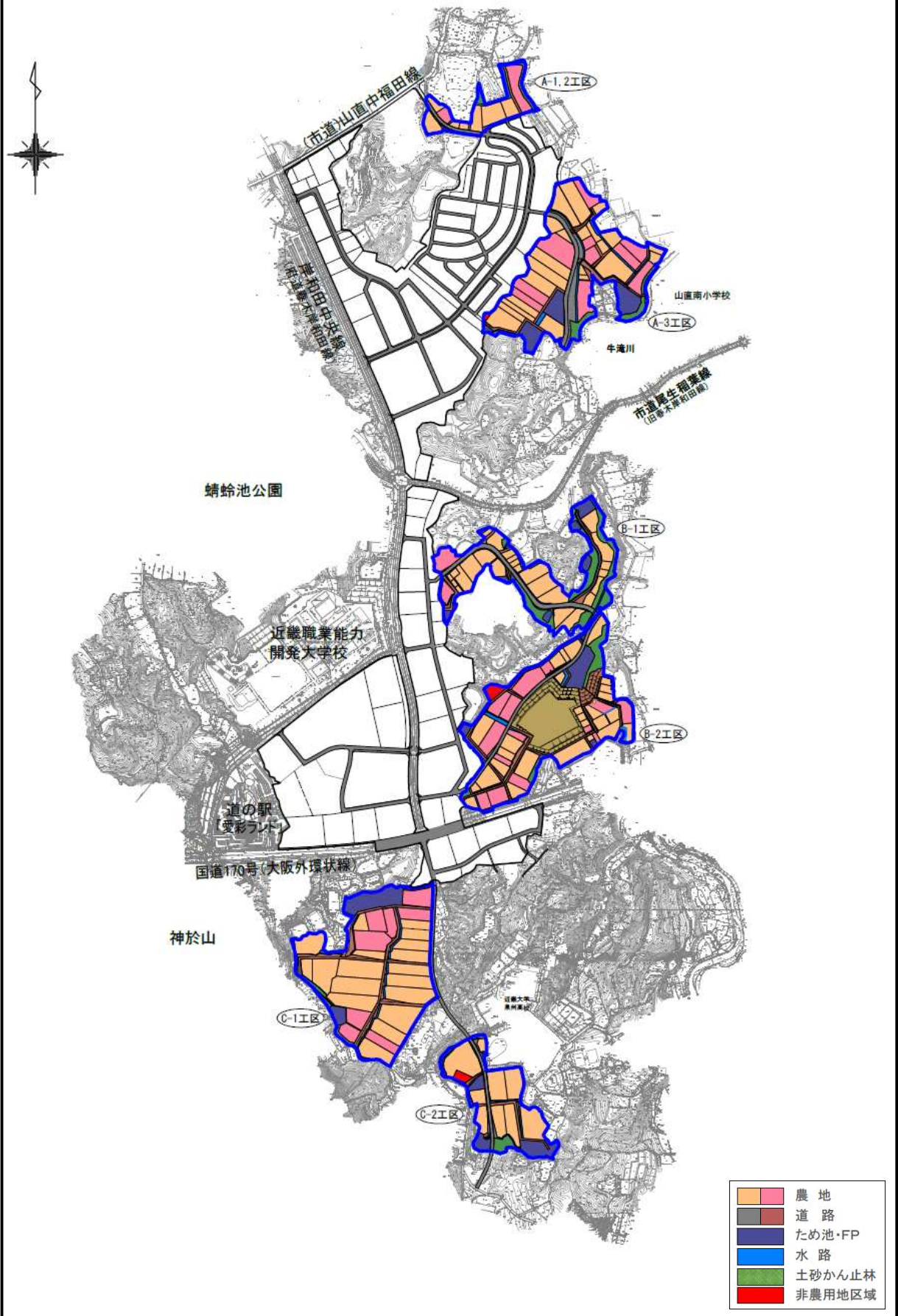
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 域	地 番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一 円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

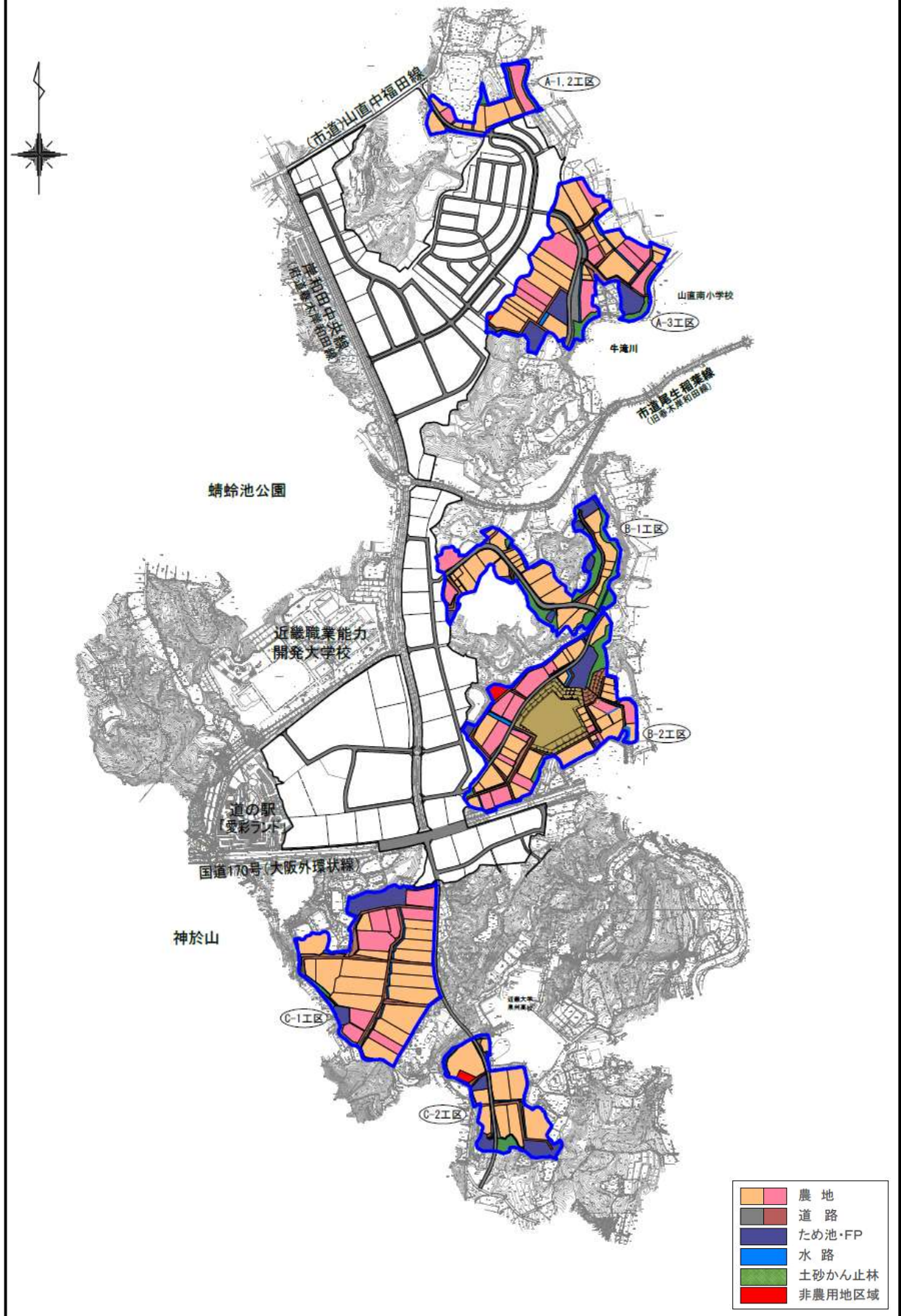
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市名	町域	地番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

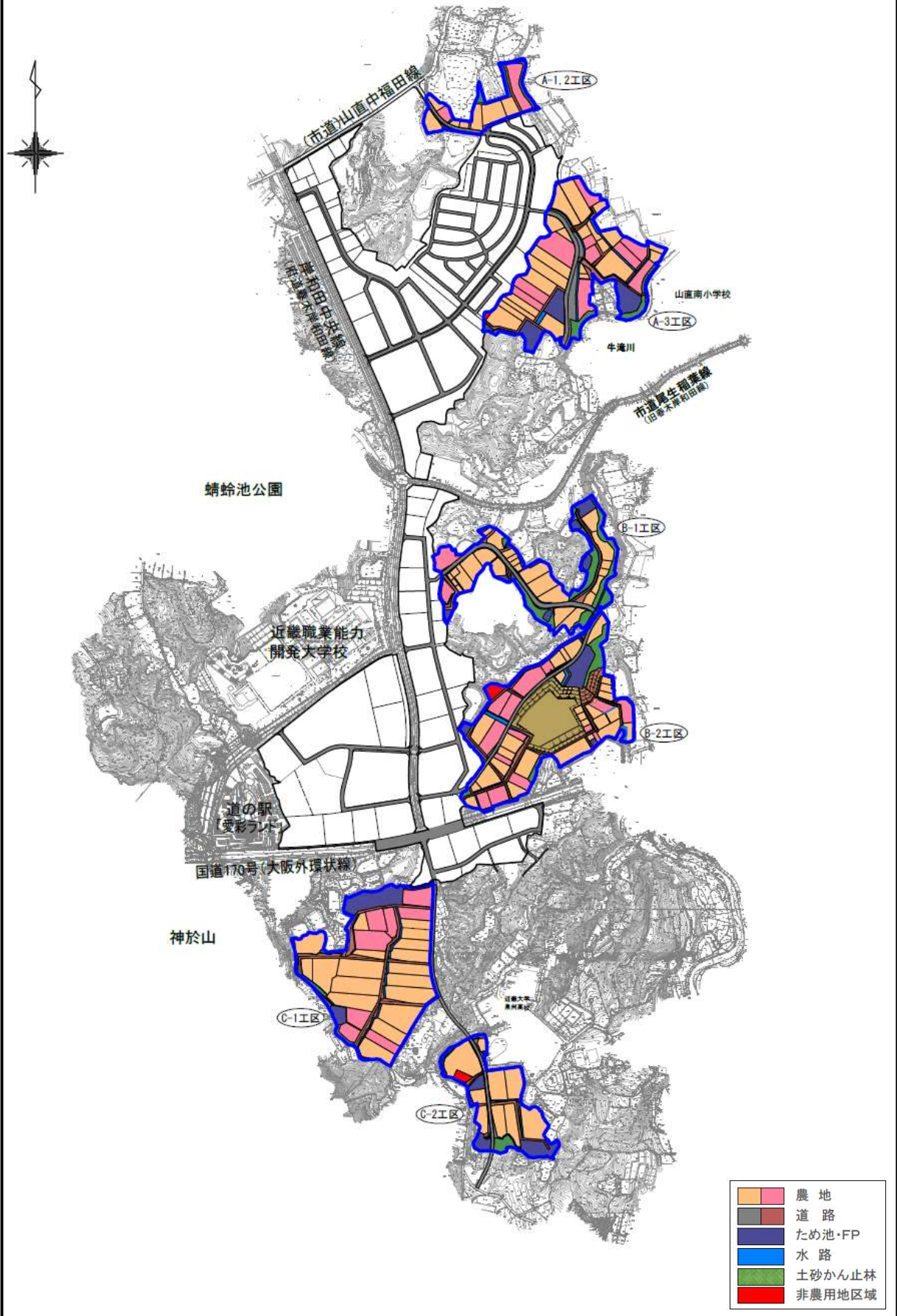
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員就任の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員就任の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員就任の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員就任の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員就任の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市名	町域	地番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

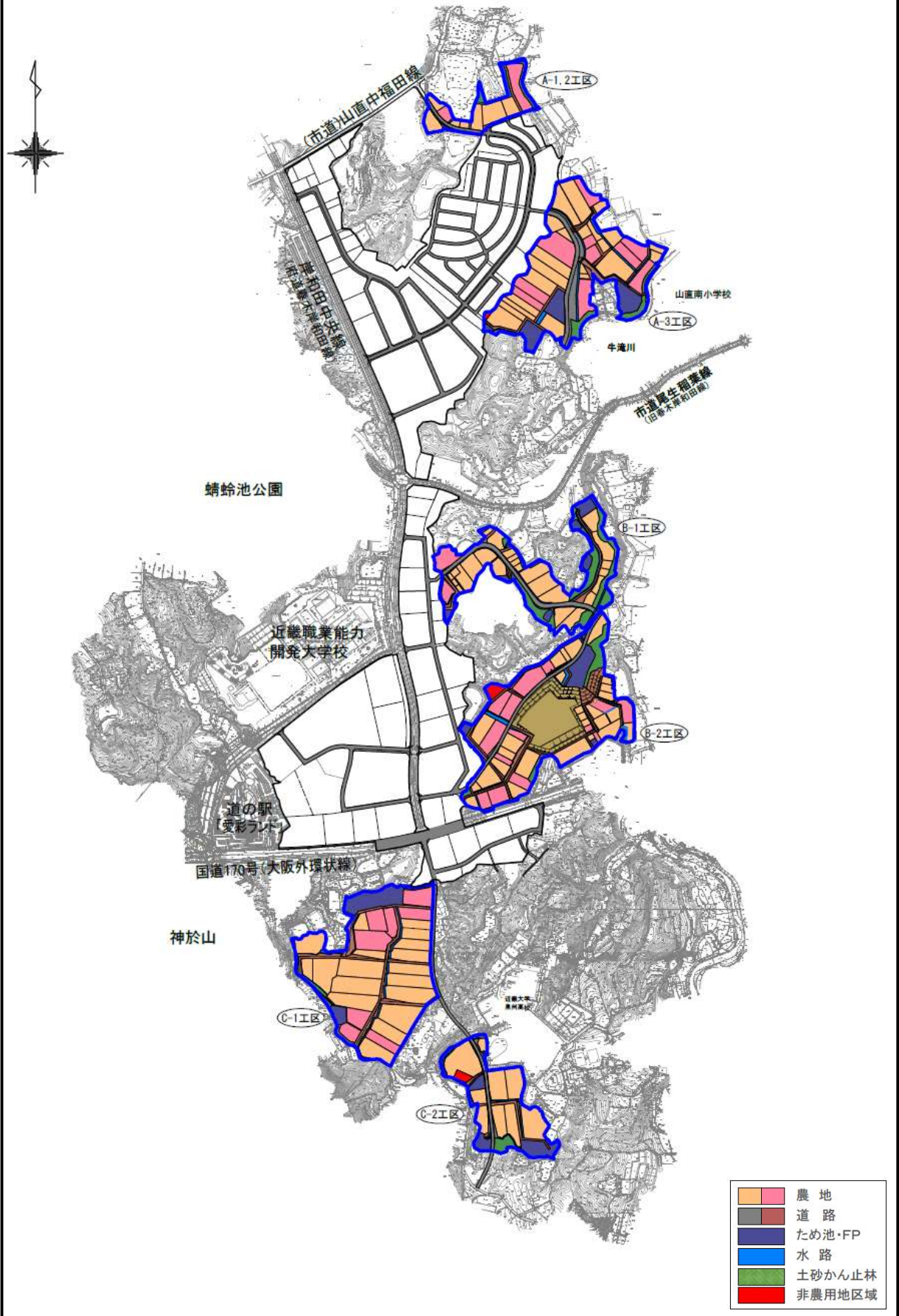
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 域	地 番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一 円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

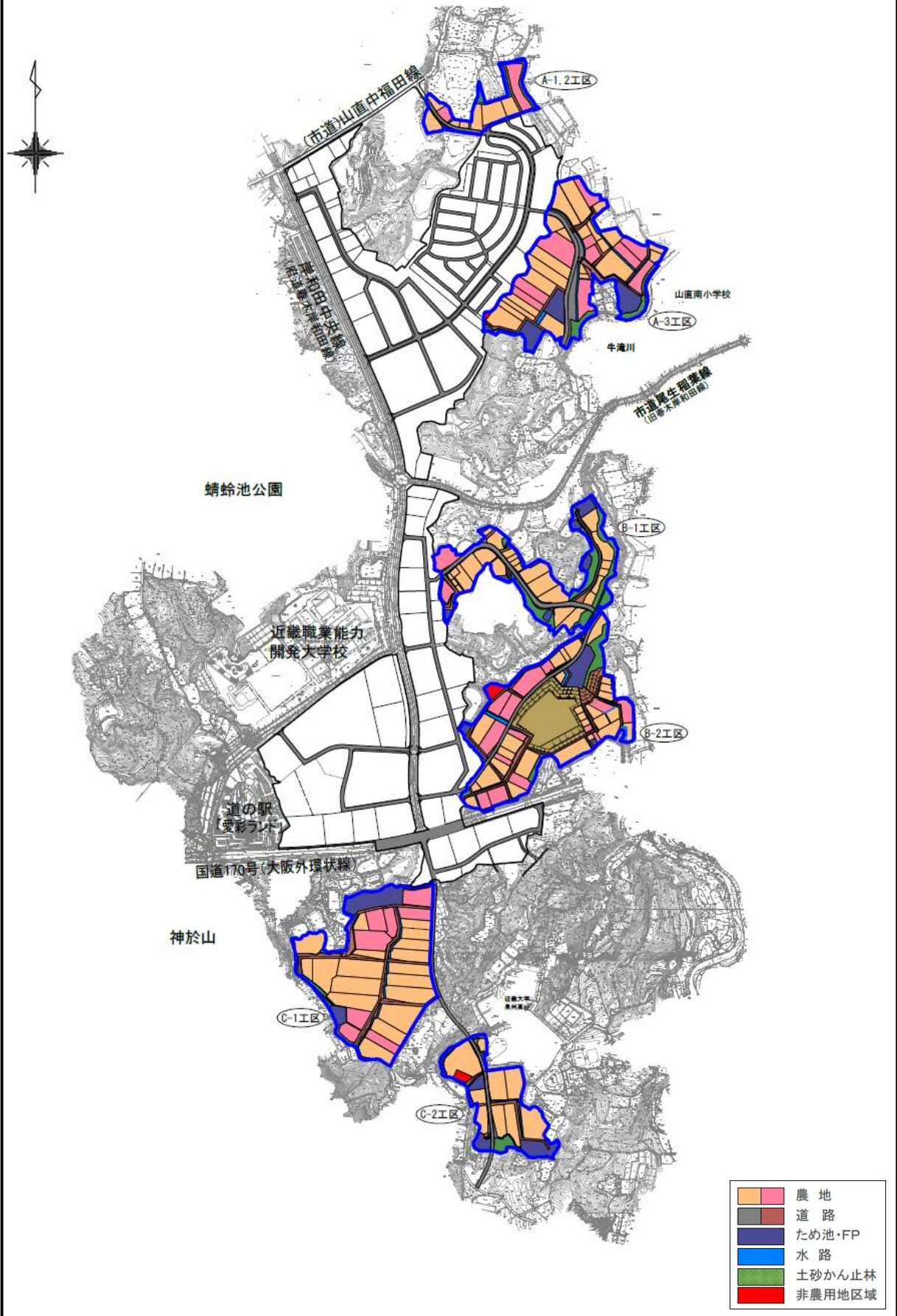
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市名	町域	地番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

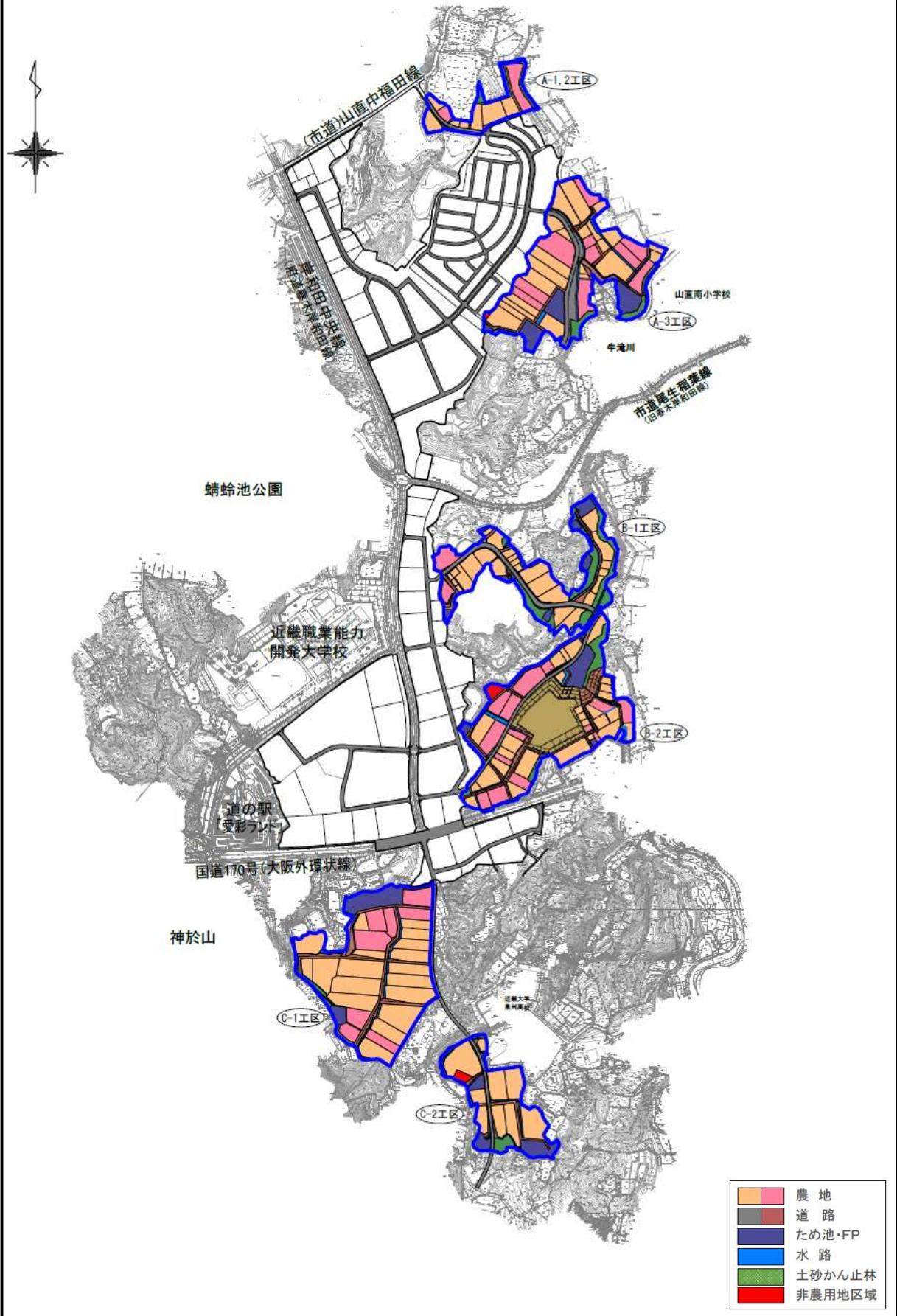
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行なわなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行なわなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行なわないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市名	町域	地番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

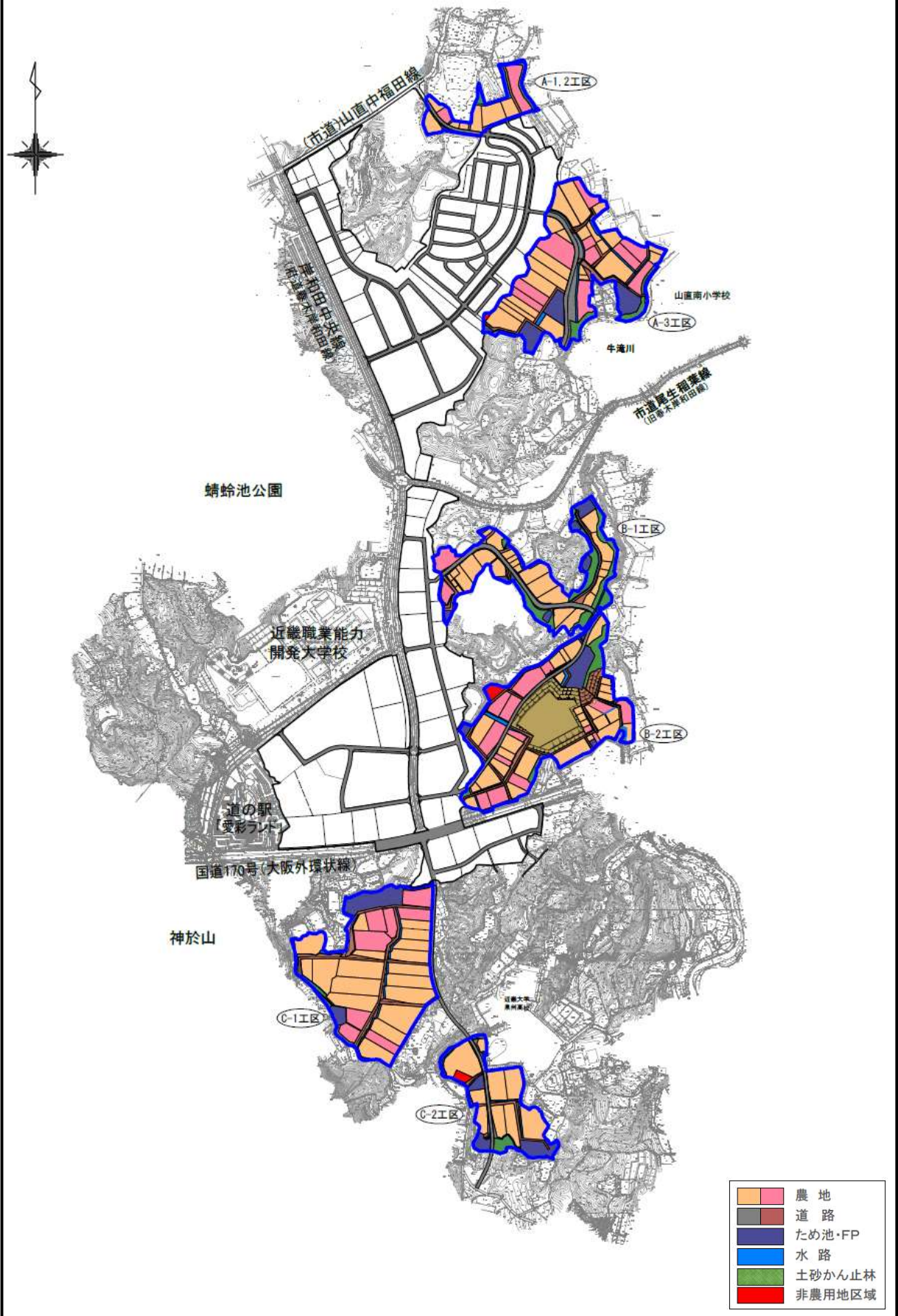
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 域	地 番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一 円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

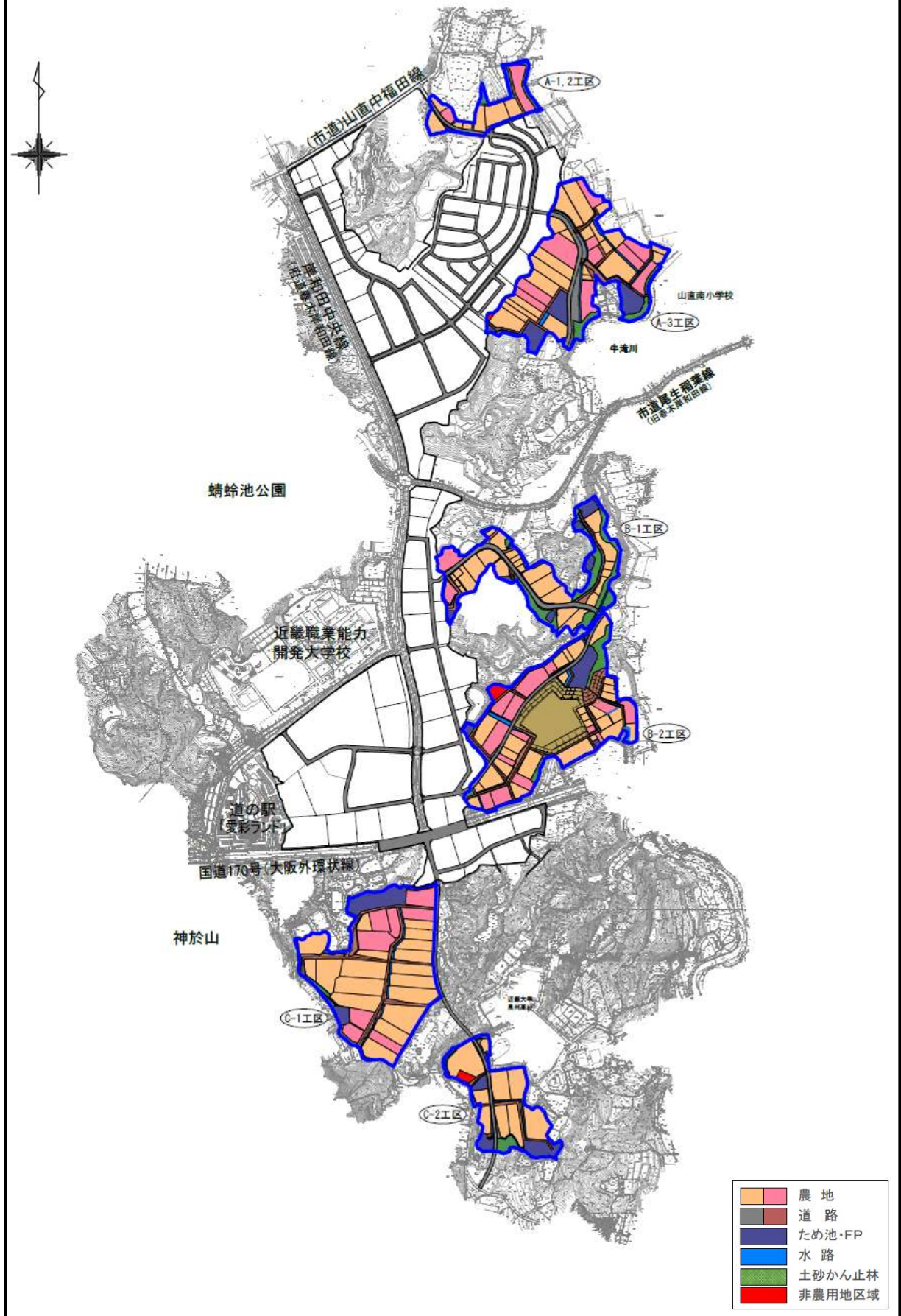
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第 52 条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第 53 条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第 54 条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第 55 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 56 条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第 57 条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第 58 条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第 59 条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 55 条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第 60 条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第 61 条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第 3 項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第 62 条 土地改良法第 118 条第 5 項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

岸和田丘陵土地改良区 定款・規約

目 次

1. 定款 P1～P7
2. 役員選任規程 P8～P11
3. 規約 P12～P21

定 款

岸和田丘陵土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、岸和田丘陵地区の農業生産基盤の整備を通じ、経営規模の拡大、新規就農者の育成、農産物ブランド力の向上などにより、農業総生産の拡大を図るとともに、岸和田丘陵地区の活性化を図る。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、岸和田丘陵土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第172号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市名	町域	地番
岸和田市	稲葉町 山直中町 内畑町	別紙土地改良事業計画区域の一円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

(1) 大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）で造成された施設（道路・用排水路・ため池・ポンプ施設等）の維持管理

(2) 地区全域にわたる災害復旧事業

2 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、まちづくり協議会と連携し、地域農業の活性化に資するため、都市と農及び自然が連携した事業を行なう。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業（農村総合整備事業岸和田丘陵地区）に伴う換地事務を委託されたときは、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯して、農地中間管理機構から農地中間管理事業に関する業務を委託されたときは、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岸和田市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、岸和田市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会)

第7条 この土地改良区に総会を設ける。

(通常総会の時期)

第8条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第9条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第10条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第3章 役 員

(役員の数)

第12条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第15条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第16条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規

約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は総会により選任された役員の就任の日から起算して 4 年に当たる日又は役員の就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、その就任の日から起算して 4 年に当たる日又はその就任の日から起算して 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の期間中に開催する通常総会開催月の翌月 10 日のいずれか早い日までとする。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年 6 月 6 日法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき事業参加地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき大阪府営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき事業参加地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人を

もってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第24条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第24条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第25条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第26条 第20条、第21条、第23条、第24条又は第24条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料60円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を岸和田市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第27条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

2 理事会は、前項に規定する各委員会について、担当理事を定める。

(加入金)

第28条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金の額は、総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第29条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第26条の規定を準用する。

(基本財産)

第30条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなけ

れば組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 32 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 33 条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 34 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

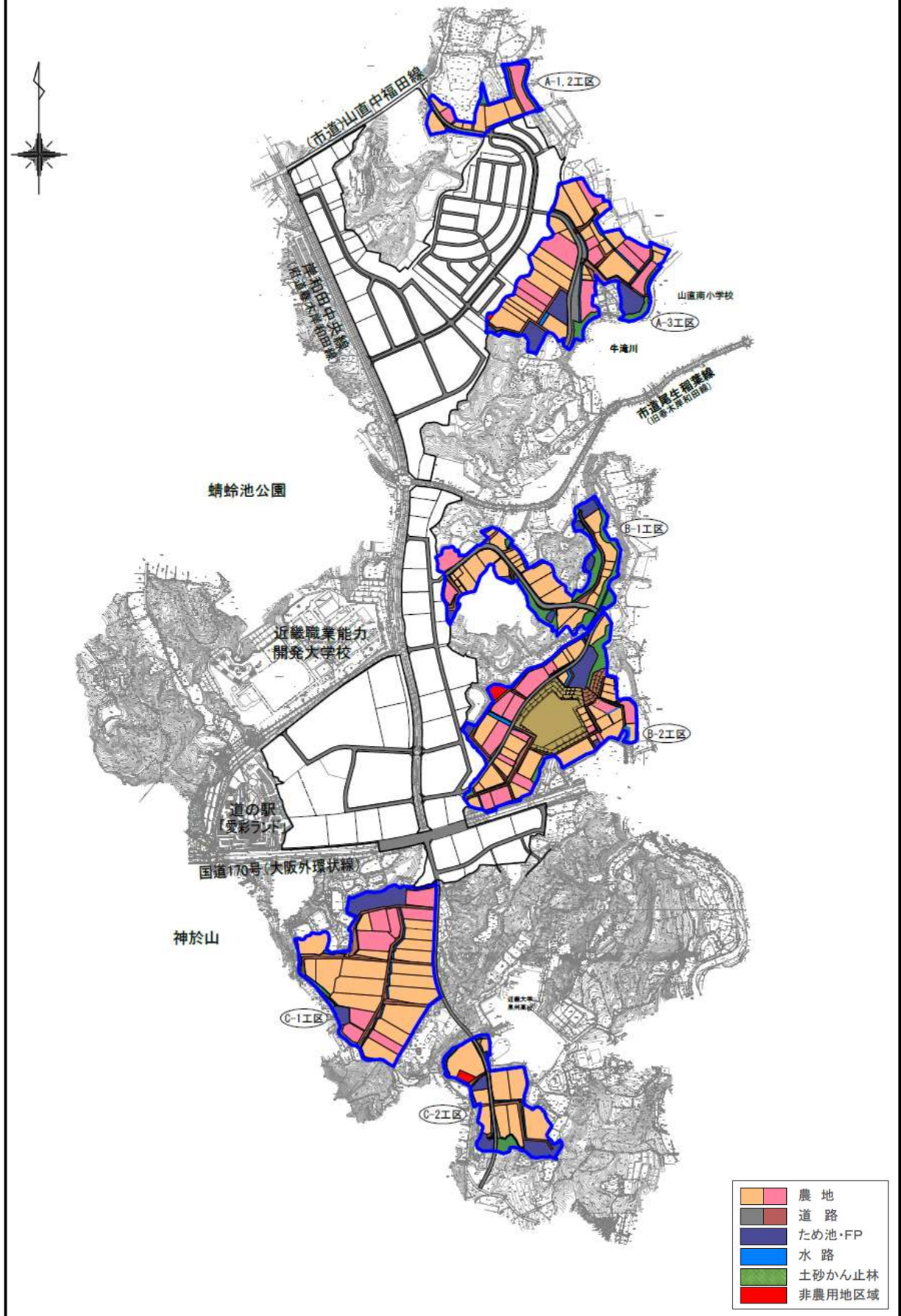
附 則

この定款は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。
2. この定款変更により増加した法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する監事の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 12 日時点の現任監事の任期満了その他の事由による総退任の日の翌日から起算する。

岸和田丘陵地区 土地改良事業計画図



[定款 附属書]

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

岸和田丘陵土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項の規定にかかわらず、組合員たる法人の業務を執行する役員は理事の被選任権を有する。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、所属する組合員（前条第2項に定める被選任権を有する者を含める。）のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

(選任の時期)

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行なうべき事由が生じた日から30日以内に行なわなければならない。

(選任の議決)

第4条 役員は、総会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、組合員から選ばれた者をもって構成する推せん会議において被選任人として推せんされた者につき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、議長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行なわなければならない。

(書面による議決権の行使)

第7条の2 組合員は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 組合員は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総会まで誠実に保管しなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員就任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員就任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号に該当することとなったこと、死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行なわなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行なわなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総会まで補欠選任を行なわないことができる。

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月11日から施行する。

規 約

岸和田丘陵土地改良区規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終る。ただし、総会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 組合員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者は、これと引き換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 組合員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 組合員は、議事の進行を妨げない限り、他の組合員10人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第9条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、総会において出席した組合員のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(講案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中組合員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第15条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員会議)

第16条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬は、総会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも毎事業年度6回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款、規約、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項

(2) 総会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項

(3) 監事の監査報告における改善措置に関する事項

(4) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項

2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2 理事は、委任状がない限り代理人によって議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 決議事項及び賛否の数

(5) 議事録記名人選任に関する事項

(6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第 22 条 監事は、総括監事 1 人を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行なう。

(監事会)

第 23 条 監事会は、少なくとも毎事業年度 2 回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第 24 条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 監査計画に関する事項

(2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項

(3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項

(4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項

(5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第 25 条 監事会は、2 人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

4 監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業務の執行

(補助機関)

第 26 条 この土地改良区に次の委員会を置く。

(1) 工事調整・営農委員会

(2) 換地・土地評価委員会

(3) 内部統制委員会

2 前項の委員会に関する規程は、総会で定める。

(会計主任及び個人情報保護管理者)

第 27 条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者を置く。

2 会計主任は、理事長がこれを命ずる。

3 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

(職員)

第 28 条 前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

2 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第 29 条 この土地改良区は、総会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第 30 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前 9 時より午後 5 時半までとし、正午より 45 分間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日のほか、12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第 31 条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度及びその独立の原則)

第 32 条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第 33 条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第 34 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第43条 土地改良区の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては、株式の取得は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1) 金融機関への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 国債証券、地方債証券、政府保証証券、又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

第45条 削除

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

(農用地利用集積計画作成の申出)

第49条 農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画作成の申出は、理事会が営農委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第50条 換地計画書は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

(従前の土地の地積等)

第51条 換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積は、換地設計基準に定められた地積によるものとする。

2 定款第20条に規定する土地の地積は、毎年4月1日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。ただし、平成25年度交換分合において、実測等により、登記記録を更正した土地を失う土地とし土地交換をおこなった土地についてはこの限りでない。

3 従前の土地各筆の評定価格及び換地として定めるべき土地の評定価格は、理事会が換地・土地評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第52条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置することができる。
(基本財産の種類)

第53条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1) 山林、宅地及びその従物

(2) 基本財産積立金

ア 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

(3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第54条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第55条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第43条第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第56条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第57条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第58条 基本財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

(基本財産積立金の一時運用)

第59条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第55条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2 前項に規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第60条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第8章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第61条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第61条第3項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第62条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において定める。

(施設の破損等の報告)

第 63 条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 64 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第 6 号又は同第 57 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による意見は、理事会で決する。

2 前項の定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第 65 条 定款第 33 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第 33 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。